

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、市が開催する公聴会（以下「公聴会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、広く市民の意見を反映する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(開催の公告等)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、その期日の4週間前までに次に掲げる事項を公告するとともに、作成しようとする都市計画の案の素案（以下「都市計画素案」という。）を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 都市計画素案の種類及び名称
- (2) 都市計画素案に係る区域
- (3) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (4) 第6条に規定する書面の提出期限及び提出先
- (5) 都市計画素案の縦覧場所及び縦覧期間
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公告は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(説明会の開催等)

第4条 市長は、前条に定めるもののほか、公聴会及び都市計画素案について市民への周知を図るため、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(公述人の資格)

第5条 公聴会に出席して意見を述べる者（以下「公述」という。）ができる者（以下「公述人」という。）は、市の区域内に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者その他市長が特に公述の必要があると認める者とする。

(公述の申出)

第6条 公述をしようとする者は、公聴会の開催期日の2週間前までに次に掲げる事項を記載した書面により、市長に公述の申出をしなければならない。

- (1) 住所及び氏名
- (2) 意見の要旨
- (3) その他市長が必要と認める事項

(公述人の選定)

第7条 市長は、前条に規定する申出をした者（以下「公述申出人」という。）で意見の要旨を同じくするものが複数あるときは、公述申出人の中から公述人を選定できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、選定結果について公述申出人に書面により通知するものとする。

(公述時間の制限等)

第8条 市長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ公述ができる時間（以下「公述時間」という。）を制限し、又は公述の順番を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により公述時間を制限し、又は公述の順番を定めたときは、その旨を公述人に書面により通知するものとする。

(公聴会の議長)

第9条 公聴会は、市長又はその指名する職員が議長となり、これを主宰する。

(公述人の公述等)

第10条 公述人は、公述をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 公述人は、当該都市計画素案に関する意見以外の事項について公述をしてはならない。
- 3 議長は、公述が公述時間を超えたとき又は公述人が前項の規定に違反したときは、その発言を禁止することができる。

(公聴会における質疑)

第11条 議長は、公述人に対し、質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議長に対し、質疑をすることができない。

(代理人)

第12条 公述人は、議長の承認を得たときは、代理人に公述をさせることができる。

2 公述人は、前項の規定により代理人に公述をさせるときは、公聴会が開始されるまでに委任状を議長に提出しなければならない。

(公聴会の秩序維持)

第13条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めたときは、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者の退場、傍聴人の入場の制限等の適切な措置を講ずることができる。

(記録の作成)

第14条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名しなければならない。

- (1) 都市計画素案の種類及び名称
- (2) 都市計画素案に係る区域
- (3) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (4) 公述人又は代理人（以下「公述人等」という。）の氏名及び住所
- (5) 公述人等が公述をした内容の要旨
- (6) その他公聴会の経過に関する事項

(公述の内容に対する見解)

第15条 市長は、公聴会においてなされた公述及び質疑の内容について、その要旨と公述の内容に対する見解を記載した書面を作成し、当該公述人等に当該書面をもって通知するとともに、当該書面の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により作成した書面を郡山市都市計画審議会に提出するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。